

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成 21 年 6 月 1日
国立大学法人 琉球大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の本格的な実施を開始した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている事業のうち、「建物の設計に係る契約」で環境配慮型プロポーザル方式を実施した契約を、5件締結した。

自動車については1件(中古車)の契約があり、車種規制(NOx・PM)の基準適合車とした。総合評価落札方式は未整備のため採用しなかった。電気の調達、省エネルギー改修事業(ESCO事業)の契約締結実績はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境省による環境配慮契約法基本方針の全国説明会に参加し、大学内の関係部署への周知を図った。
- 環境配慮契約を推進するための体制として、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、特定調達物品はもとより、それ以外の物品についても極力環境に配慮された製品を調達することとした。
- 省エネルギー改修事業(ESCO事業)については、文部科学省からの通知を参考に、省エネルギー計画ワーキンググループを立ち上げ、ESCO事業導入の可能性について検討中である。
- 自動車の購入に係る契約については、平成21年度から総合評価落札方式を実施する。